

原発事故子ども・被災者支援法セミナー

昨年6月、超党派の議員立法として成立した「原発事故子ども被災者支援法」。

避難する人、住み続ける人、故郷に戻る人、どの人にとっても必要な支援をするという画期的な法律です。

◆日時 **2013年2月16日(土) 10時～12時**

◆会場 **埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)**
4階・視聴覚室

アクセス

JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」徒歩5分
JR埼京線「北与野駅」徒歩5分



◆参加費：無料

●保育(6カ月からの未就学児)を希望する方は、
2月13日までにお申し込みください。
申し込み先は薄井(080-5532-7380)まで

◆講師：尾谷恒治 弁護士
(SAFLAN/福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク)

■法律のポイント

この法律のポイントはいくつかあります。

- ・在留、避難、帰還それぞれの立場を認める
- ・特に子ども(胎児含む)の健康影響の未然防止、影響健康診断及び医療費減免
- ・「国の責任」の明記
- ・「支援対象地域」が未決定

復興庁が窓口ですが、この法律に関わる官庁は幅広く、実際の施行のために、連携も必要となってくると言われています。「支援対象地域」は、「年1ミリシーベルト以上の地域」という声が市民団体はじめ国会議員の中からも上がっています。

■具体的に何が支援される？

現在、「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」が復興庁に出している要望は、

- ・移動に必要な費用補助(避難/保養/健診/家族と会うため)
- ・被ばく低減や生活再建のために必要な支援

などがあります。

この支援法に深く関わり、セミナーやシンポジウムなどを各地で開催している弁護士の尾谷恒治先生が、さいたま市に来てくださいます。託児あり、質問タイムあり、会場は駅からとても近いです。是非、勉強会にご参加ください。

◇主催：With Youさいたま さいがい・つながりカフェ実行委員会
共催：福玉便り編集部
◇お問い合わせ 薄井(080-5532-7380)